

悲劇は今尚、今まさに。

3.11以降の原発20km圏内と動物たち

- 03/11 東日本大震災発生
- 03/12 福島第一原発1号機が水素爆発。避難指示が20kmへと拡大。
- 04/15 福島県が動物救援本部を設置
※20km圏内の飼い犬は登録されているだけで約5800匹。県が5/10から8月下旬にかけて保護したペット(犬に限らない)は計323匹。
- 04/22 20km圏内が法的な立ち入り制限のある「警戒区域」に指定される。
- 05/10 一時帰宅が始まる
※一時帰宅の間にペットを捕獲しておけば、行政が後日圏外へと連れ出す。しかし激変した環境の中、飼い主にも捕獲できないペットは多い。
- 05/12 20km圏内の家畜について、畜主の同意を得て全頭殺処分の指示。
※9/10の時点で、殺処分に同意したのは対象農家313戸のうち166戸。
- 07/16 獣医師チームによる保護活動
※政府の原子力災害現地対策本部が主導し、県内外の獣医師など約50人が2日間に渡る保護活動を実施。犬猫合わせて38匹を保護。
- 09/01 初回のみで獣医師チーム解散。県を主とする行政の捕獲に引継ぎ。
※09/01～09/18にかけての行政による捕獲数は犬6匹、猫3匹。
- 11/29 動物愛護団体の警戒区域立ち入りについて、許可を出す方向で県と環境相が検討していると報じられる。
- 11/30 動物愛護団体の立ち入りガイドラインを作成している旨、県が公表。

動物たちは何故、のこされた？

◆未曾有の震災と原発事故。そして、飼い主と動物たちは引き裂かれた。

詳しい事故の状況もわからないまま、日を追うごとに拡大される避難指示。「数日で帰れる」と告げられ、短期間に多くの住民が避難を強いられた。取るものもとりあえず故郷を追われた人々。それが愛犬や愛猫との長きに渡る離別に、まして永遠の別れになるとは、予想できるはずも無かった。

◆阻まれる救助。自分のペットすら、連れ帰れない。

これまでに1000頭を超える犬猫がボランティアによって保護されてきた。

しかし再三の要望にも関わらず、飼い主や民間の動物愛護団体に対し、動物救出を目的とする立入りは許可されなかった。このため20キロ圏内が法的な立入制限のある警戒区域に指定されて以降、動物救出に携わる多くの人々が違法活動を強いられる。

原発事故から実に9ヶ月を迎えようとする11月末日。一定の条件を満たす動物愛護団体について、警戒区域への立入りを認める方針を県が公表。ただし、予定されている施行期間は12月中の1ヶ月間のみである。

◆閉じ込められる「家畜」たち

放射性物質の拡散防止を目的として、国は20キロ圏内の家畜に移動制限をかけ、全頭を殺処分する方針を打ち出している。スクリーニングの上で除洗し、食用にしないと確約しても尚、「家畜」は原則、連れ出すことができない。

農家の生活を支えてきた牛や、かつて福島第一原発で飼われていたダチョウ。舎に囲われている動物のほとんどは餓死し、埋葬も許されないまま放置されている。一方、「放れ牛」などの放浪動物たちもまた、20キロ圏内に閉じ込められたままだ。

(2011.12.05 資料作成 : ブログ「警戒区域の動物たちを見捨てない！」)